

担当課長から説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われました。

その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く、全員で構成する委員会の審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただき、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

認第1号 平成25年度長井市歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成25年度長井市水道事業会計決算認定については、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 平成25年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程において委員各位から出されました質疑、意見等について、十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げます。決算特別委員会の審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、認第1号 平成25年度長井市歳入歳出決算認定についてから日程第3、議案第74号 平成25年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、認第1号 平成25年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成25年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第74号 平成25年度長井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての1件について、決算特別委員長の報告は原案可決であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第74号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

## 総務常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇総務常任委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成26年第6回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました、請願2件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月10日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、請願第7号 集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願及び請願第10号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する件の2件について、関連がありますので一括して申し上げます。

請願第7号は、西置賜革新懇話会代表世話人今泉義憲氏より提出されたものであります。

趣旨とするところは、集団的自衛権は、日本が直接攻撃を受けていなくても、同盟国や親密な国が攻撃を受けた場合、連帯して武力で反撃する行為であり、憲法9条がかたく禁止しているものであるが、政府は7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行した。これまでの政府見解を大きく変更する憲法改定にも等しい大転換を1内閣の閣議決定で強行することは、立憲主義を根底から否定するものである。よって、集団的自衛権行使に反対する意見書を国及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

また、請願第10号は、西置賜地区平和センター議長元木康仁氏より提出されたものであります。

趣旨とするところは、歴代政府は集団的自衛権の行使は憲法上、許されないとし、自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどめるべきであるとの解釈で、30年以上もこうした立場を維持してきた。たとえ限定的という条件つきであっても、憲法の解釈を変える必要があるならば、国民にその必要性を十分に説明し、国民的な議論や国会等での審議を十

分重ね、慎重審議される必要があり、戦後日本の平和主義を憲法解釈により覆すことは立憲主義に反するものである。よって、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書を国及び政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、請願第10号の集団的自衛権の行使の限定的条件をどのように理解されているか、またどういった課題があるのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、7月の政府の閣議決定では、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに必要最小限の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的論理に基づく自衛のための措置として憲法上、許されるべきであると考えろという憲法解釈をしている。限定的とは、国民を守るために他に適当な措置がないとき、あるいは、必要最小限度の実力を行使することなどが考えられるが、我が国と密接な関係にある他国の部分については、個別的自衛権でも同じような解釈をしており、なかなか理解しにくい課題であると感じているとの答弁を受けたところです。

また、委員からは、限定的という言葉が非常に抽象的で、拡大解釈するおそれがあると思うがどうかとの質疑がなされ、紹介議員からは、限定的歯どめとしての新3要件の判断は、時の政府が行うものであり、歯どめにならず、際限なく広がるおそれがあると思っている。さまざま拡大解釈がひとり歩きしていると感じられるとの答弁を受けたところでもあります。

請願第7号 集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願の討論に入り、委員か

らは、限定的な集団的自衛権行使の新3要件は曖昧さがあり、時の政府の判断で要件を読みかえられてしまうという国民の不安は払拭されていない。多くの学識者が言われているように国民的な議論を十分重ね、国民の総意として決定されるべきであるとする。本市議会でも平和都市宣言を議決してきた経過を踏まえ、この請願には、賛成するとの意見が出されたところがあります。

また、委員からは、安倍政権を支持し、自民党政権を擁護したいと考えているので、この請願には反対するとの意見が出されたところがあります。

また、委員からは、日本を取り巻く安全保障環境は、ますます厳しくなっており、政府は国民をしっかり守れる国を目指している。国民の命と平和な暮らしを守り続けるために、集団的自衛権は、争いを未然に防ぐ抑止力を高めていく手段と理解しているため、この請願には反対するとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、請願第7号は、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第10号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する件の討論に入り、委員からは、請願第7号と同様に、憲法解釈の変更は、軽々に結論を出すものではなく、国民的議論をしていくべきものとするため、この請願に賛成するとの意見が出されたところがあります。

また、委員からは、請願第7号と請願第10号の願意は多少違うと思うが、閣議決定は、国民の命と平和な暮らしを守るために、必要最小限の自衛の措置をとるとする政府の憲法解釈の基本的考え方を変えていないと理解しているため、この請願に反対するとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、請願第10号は、賛成少数により

不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、請願第7号 集団的自衛権行使に反対する意見書提出についての請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 日本共産党の今泉春江でございます。

私は、請願第7号 集団的自衛権行使に反対する意見書提出について、採択に賛成の意見を申し上げます。

安倍内閣は、7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定をしました。集団的自衛とは、日本が直接攻撃を受けていないのに、同盟国など密接な関係にある国が攻撃された場合、連帯して武力で反撃するというものです。これは憲法9条に明らかに反するものであり、これまでの歴代内閣も集団的自衛権の行使は憲法9条があるからできないとしてきました。

日本は、この憲法がある限り、戦争をすることはできません。集団的自衛権行使容認の閣議決定を許すならば、その時々政権の勝手な解釈で憲法はいかようにも変えられ、事実上日本は憲法のない国、民主主義のない、独裁の国になってしまいます。

立憲主義を根底から否定するこの暴挙を決して許してはならないと思います。また、これを許せば、日本の若者が他国のために戦争で血を流すことになり、日本は軍事が最優先され、秘

密保護法が猛威を振るい、軍事予算が増強されるなど、戦前のような日本になりかねません。

このため、私たちは集团的自衛権行使反対の運動に取り組んでいますが、市民の方からは、また戦争なんてとんでもない、戦争になると思うと震えが来る、絶対反対など、戦争反対の切実な声が寄せられ、街頭署名では消費税増税反対署名を上回る署名が寄せられています。

市議会は、こうした市民の声をしっかり受けとめ、できることはやり尽くすべきだと思います。特に長井市は、平和都市宣言をしています。この宣言は単なるお題目や、祈りにとどまってはならないものであり、政府が憲法違反の集团的自衛権の行使に踏み込む決定をしたことに対し、自治権を持つ、地方自治体として反対の意思を明らかにすることは当然ではないでしょうか。

現に平和都市宣言を行っている山形市の議会では、議員の一般質問に対し、市川昭男市長が、山形市平和都市宣言の全文を読み上げ、集团的自衛権行使容認閣議決定はこれに逆行するものと考えたと答弁されました。住民の命と安全を守る責任を負う、地方自治体の長として当然ではないでしょうか。現在、全国の地方議会で、集团的自衛権行使容認に反対する決議が相次いでいます。

以上を申し上げ、請願第7号に対する賛成意見とします。議員の皆様の賛同をお願い申し上げます。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

請願第7号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第7号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、請願第7号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第5、請願第10号 集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する件についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

請願第10号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第10号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、請願第10号は、採択と決定いたしました。

## 文教常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 おはようございます。

平成26年第6回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案2件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第75号 長井南中学校雨水排水マンホールへの落下事故に係る損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、長井南中学校の雨水排水マンホールに落下して負傷した事故に係る損害賠償の額を